関西大學新報

発行所
関西大学新報社
大阪市大淀区長柄中通2
電話(358)2271(内)69
発行責任者
和田裕茂

一面　9・12講演会・論説・乱気流
二面　教育闘争・徐文連報告(3)・学習講座

9・12 部落問題講演会開かる

一部における部落解放運動の構築を

(写真は講演する谷口氏)

関大当局は、千里山学舎に引き続き去る9月12日部落問題講演会を開催した。この講演会に至るまでには、一部千里山の学友とりわけ部落解放研究会の学友を中心とした学友の関大80年の差別的教育―研究体制糾弾の全学的な闘いがあり、それを支えた、部落解放同盟の全国水平社以来50余年の闘いの社会性思想性があったことは見逃せない。そして二部においては、当局のアリバイ的とりくみを追求し、日共の差別キャンペーンの敵対をはねのけ、この講演会を契機にして、二部における部落解放運動の構築を闘いとる学友の運動の中で、講演会は、500名近くの学友の参加で一応の<成功>をみせて終わった。(編集局)

千里山での闘い

一部千里山では、昨秋以来農養大差別事件(教官による差別発言)が七件とも発覚して引き起こった。これに対し、このような差別事件は、引き起こした個人の問題だけではなく関大の教育・研究体制から欠落させてきた、その差別的教育・研究体制にその本質があるという解放研の学友を中心として、一部全学をまきこんだ差別的教育・研究体制糾弾の闘いが具体的な要求項目を掲げてくり拡がっていった。

三項目要求(一般教養科目に部落解放論を・現行の部落解放教育の研究を選択二単位から通年必修四単位に・部落解放研究室の設置を)の正当性は、クラス末端からの三項目要求決議を始めとして、一部の全学的な声となり、また、このような時期にまたもや差別事件が発覚し、具体的な取りくみを追求された当局は、6月26日、部落問題講演会開催に踏み切った。当日、三千名もの学友が参加する盛大な講演会であった。

闘いは開始された

一方、二部においては、当局は開催に至った過程を全く一切知らせず、「部落問題は国民的課題であるので、千里山学舎で開催した講演会に参加する機会のなかった二部の学生にも……」という一片の公示だけで開催しようとした。しかし、このような当局の姿勢に対し、二部における部落解放運動の不充分性が当局のアリバイ的とりくみを許していると認識して、「解放運動研究会(準備会)・自主ゼミナール(部落解放教育の研究講座の不充分)(前期だけ開講)性を突破する為に講座有志が結成)を始めとした学友は、主体的な運動の発展としてこの講演会を位置づけて活動を行なった。

とりわけ解放運動研(準)の学友は、日刊「九月の風」を発刊し講演会への学友の参加を呼びかけると共に、当局が中央番組線の関係で、2つの運動が見られた。それは、夏休ももたい京以前、去る六月十二日学生同好会主催の学術会に端を発する「性生保護と婦人の権利」生殖器は必要か」と題した話し合いの中で、女子同好会二部部部の発言「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐためには生理休暇が必要だ」「医学的に防げるものなら防ぐべきだ」「『障害者』は生まれたくない」「『障害者』は生まれないのは普通の気持でしょう」が出された。これを差別発言として、6・11部落差別発言糾弾闘争委会として一定の差別発言糾弾を行なった訳だが、何故あられの発言が差別発言となるのかを考えて行きたいと思う。

まず最初「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐため生理休暇が必要だ」の発言の出てくる思想についたものは、生む女を前提としている事である。さらに、次には生むからには完全なもの、つまり、りっぱな赤ちゃんを産むという考回路をたどって、それらを補償に運ぶためには、生まれるまでの過程を問題にする。そして、母体をあくまで保護する立場から生理休暇が必要だと結論づけている。が、しかし、最初の生む女を前提としている点で最大な問題を欠落させている。生もうにも生めない状況が存在しているのを問題にせず裏っているのである。

物価の高騰・低賃金・住宅難・保育所の不足・低賃金・住宅難・産婦の場合、育児のため働き出られないという問題として設定している。

この点を考えるにおいても差別発言は、つまるところ、現在、「障害者」の生存権すらも否定しているのである。さらに、「障害者」が生まれるのを、医学的に防げるものなら防ぐといった形をとりながら、「障害者」を殺して行くことになるのである。彼女らの発言が生まれるのを、医学的に防げるものなら防ぐ」「優・劣」と差別し、分断し、生むことを管理して行こうという法である。さらに該「正」とは、「障害者」を「優・劣」と差別して、中絶が認められる場合について「経済的理由」を削除し「胎児が重度の精神又は身体の障害のおそれがあるとき」をつけ加えた。

前者の場合は、「産まうにも産めない」「産んでも育てられない」婦人労働者への分断・抑圧以外何もでもなく、まさにあの発言の彼女らの発言を原点とした意識と帝国主義の体制的分断・抑圧政策の一つの運動が見られた。それは、夏休ももたい京以前、去る六月十二日学生同好会主催の学術会に端を発する「性生保護と婦人の権利」生殖器は必要か」と題した話し合いの中で、女子同好会二部部部の発言「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐためにはりっぱな赤ちゃんを生むためには生理休暇が必要だ」「医学的に防げるものなら防ぐべきだ」「『障害者』は生まれたくない」「『障害者』は生まれないのは普通の気持でしょう」が出された。これを差別発言として、6・11部落差別発言糾弾闘争委会として一定の差別発言糾弾を行なった訳だが、何故あられの発言が差別発言となるのかを考えて行きたいと思う。

まず最初「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐため生理休暇が必要だ」の発言の出てくる思想についたものは、生む女を前提としている事である。さらに、次には生むからには完全なもの、つまり、りっぱな赤ちゃんを産むという考回路をたどって、それらを補償に運ぶためには、生まれるまでの過程を問題にする。そして、母体をあくまで保護する立場から生理休暇が必要だと結論づけている。が、しかし、最初の生む女を前提としている点で最大な問題を欠落させている。生もうにも生めない状況が存在しているのを問題にせず裏っているのである。

このように、問題の立方を、さらに、「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐため」「医学的に防げるものなら防ぐべきだ」「『障害者』は生まれないのは普通の気持でしょう」は、「不幸な存在」である。と、客観的に捉え現在生きている「障害者」に対しては、同情心から、社会的に取り組まねばならない問題だと思ったが、「特殊学級」「養護学校」の問題が出て来ている。さらに出谷や釜ヶ崎の底辺労働者の問題も、一般的な労働者、プロレタリアートの連帯というより、またもっと別な差別問題として取り上げられて来ている。このように、無限に問題はあって、一つ一つの問題が重なりあって発展したのしかかってくるし、しかもそれは一つ一つの連帯として設定している。

この点を考えるにおいても差別発言は、つまるところ、現在、「障害者」の生存権すらも否定しているのである。さらに、「障害者」が生まれるのを、医学的に防げるものなら防ぐといった形をとりながら、「障害者」を殺して行くことになるのである。彼女らの発言が生まれるのを、医学的に防げるものなら防ぐ」「優・劣」と差別し、分断し、生むことを管理して行こうという法である。さらに該「正」とは、「障害者」を「優・劣」と差別して、中絶が認められる場合について「経済的理由」を削除し「胎児が重度の精神又は身体の障害のおそれがあるとき」をつけ加えた。

前者の場合は、「産まうにも産めない」「産んでも育てられない」婦人労働者への分断・抑圧以外何もでもなく、まさにあの発言の彼女らの発言を原点とした意識と帝国主義の体制的分断・抑圧政策の一つの運動が見られた。それは、夏休ももたい京以前、去る六月十二日学生同好会主催の学術会に端を発する「性生保護と婦人の権利」生殖器は必要か」と題した話し合いの中で、女子同好会二部部部の発言「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐためにはりっぱな赤ちゃんを生むためには生理休暇が必要だ」「医学的に防げるものなら防ぐべきだ」「『障害者』は生まれたくない」「『障害者』は生まれないのは普通の気持でしょう」が出された。これを差別発言として、6・11部落差別発言糾弾闘争委会として一定の差別発言糾弾を行なった訳だが、何故あられの発言が差別発言となるのかを考えて行きたいと思う。

まず最初「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐため生理休暇が必要だ」の発言の出てくる思想についたものは、生む女を前提としている事である。さらに、次には生むからには完全なもの、つまり、りっぱな赤ちゃんを産むという考回路をたどって、それらを補償に運ぶためには、生まれるまでの過程を問題にする。そして、母体をあくまで保護する立場から生理休暇が必要だと結論づけている。が、しかし、最初の生む女を前提としている点で最大な問題を欠落させている。生もうにも生めない状況が存在しているのを問題にせず裏っているのである。

このように、問題の立方を、さらに、「不幸な子供『障害者』が生まれてくるのを防ぐため」「医学的に防げるものなら防ぐべきだ」「『障害者』は生まれないのは普通の気持でしょう」は、「不幸な存在」である。と、客観的に捉え現在生きている「障害者」に対しては、同情心から、社会的に取り組まねばならない問題だと思ったが、「特殊学級」「養護学校」の問題が出て来ている。このことは「障害者」は

大攻防戦に撃ち勝て

「中教審」――「関大自主改革案」
粉砕する陣型構築に向けて

はじめに

今国会で反動教育法案と共に「筑波新大学法」が可決された。「筑波新大学法」とは、あらためて詳細する迄もなく、中央教育審議会（以後中教審）路線の現実化である。従って「筑波」の成立は中教審路線の公的＝政府ブルジョアによる強権的歴側段階に突入した事を意味する。

そして、我が関大もこの中教審路線に例外であり得るはずがない。

現に関大当局は、数年前より、「関大自主改革案」なるものを手にして、中教審路線の関大での「実践化」を狙っている。この「関大自主改革案」は中央での「筑波」可決によって、一層の拍車をかけられる事は相違ない。

今のところ、何んの素振りも見せていない当局ではあるが、いずれその本性を露骨に、あの手、この手で攻撃をかけて来るだろうし学生との間に一大攻防戦が繰り広げられるだろう事は、もう眼前に迫っている。

私達は、自らのいる、この現状をハッキリと見据え、来たるべき闘いに備えるこの一大攻防戦に備えねばならない。早急に、だ。

では、まず始めに「筑波」――中教審路線を要点的に把握し、次に「関大自主改革案」を検討し、最後に、「筑波」――中教審路線――「関大自主改革案」と実体的に対決する一視点を提起してみたい。

「筑波」の任務は、①学校管理の強化・合理化、②政府ブルジョワジーの要請に常に応じる学校運営、であり、中教審路線の先取り現実化が主要な任務だ。

「第年代後半より全国学園闘争が爆発する。この闘争は、一挙的ゲリラ的大爆発であった。が故に、政府ブルジョワジーの教育支配機構の並びならぬ「努力（？）」が要知る方法は、暴力しか残されていなかった。故に、政府は、闘争を圧殺せんとして、これに成功した。

この暴力的闘争圧殺に一段落の成功を納めた政府ブルは、いよいよ闘争圧殺の仕上げ段階に入る。この武器が「大学運営臨時措置法」なのだ。東大、京大等に典型の如く、闘争に何一つ対応できなかったというよりはむしろ、闘争の根源的な前に当局は、一切の能力を喪失―無力化させられた、という表現の方が真実に近い）当局は、この法の制帽「重振校」は闘争の前に怖れ、屈伏していく。「正常化」こそが学園の至上命令となり、闘争圧殺―機関的学生の孤立排除を全力投入して行く。

同時に、学生間において、この政府ブルの制帽をテコとして、代々木系諸党が当局とそっくり同じ任務を引き受けて登場して来る。即ち、「教学粉砕闘争」「学園正常化」をスローガンに、右翼社会民主主義派からランボリインテリまで結集させ、「重振派」による「暴力学生」の闘争圧殺を組織して行く。

これこそが、暴力的に押え込み「ツメ」の段階に入っていた政府ブルジョワジーの思わくであった。そして、当局と代々木系諸党の共犯関係は、同時に、政府ブルジョワジーの教育支配機構の本質に対する「改革」もされる事なく「正常化」され、現在に至る。

そして「筑波」である。

従って「筑波」とは、まるっきり、あの戦闘的学生の闘争を押し潰し、政府ブル＝当局の直接的図式の公的＝強権的固定化以外の何ものでもない。そしてこの強権的図式の線引きを積極的に担ったのが、他でもない、我が代々木系諸党なのだ。醜態さもこまって来れば、お目出たさに変わってしまう。因に、彼ら、「つくば共闘」なるものに代々木の息のかかった良い教官や学生をかき集め「最後の最後まで」（彼らのビラ）カンパニアをやろうとしているのだ。

私達は、このお目出たい代々木民青とこれでいう中教審路線の実質的把握に進んで行こう。

「悪」の根源たる中教審路線の要点を抜き出すならば、

（一）「教育の多様化」―各学校の種別、格差の再編。エリートきつりだせ、⑤建築資本と癒着する輪番制。

（二）「学園内管理体制の確立」―教員養成と管理教育、教育行政体制の整備、等々。

校長＝教頭＝上意教諭＝助教諭、あるいは学年主任等、学内に新たな身分差別制を導入し、これを通して、研究所員、学生、職員の重層的管理支配体制の再編強化。

（三）「財政膨張方式」―政府ブルの「計画的調整」に応じる事を前提とした財政策。

学長への権力集中、管理支配の合理化、国公立大の特殊法人化、学外「有識者」の学内管理運営への公式参加、等々。

これは、政府ブルの「計画的調整」―上意下達性」に基づく「受益者負担」の教育費への転嫁であり、大衆の一層収奪体制だ。さらに「物価スライド制」なる全くナメ切った経済政策が強引に引き出されて来る。

（四）「生涯教育」の拡充、四・四・六制、高校教育の多様化、高等教育の種別―類別化、放送大学の拡充、等々。

「生涯教育」とは、文字通り、一人の一生涯に亘って教育するという事だ。そしてこの「教育」の質とは、二三を見れば明白な如く政府ブルの要請に見合った資本に従順な労働者を生産しなければならない。

従って、天六で行われる学費値上げ攻撃は、決して絶対に学生は応じてはならない。絶対に当局の強権的圧力を撥ねのける民族の堅持（中国人労働者として生きること）を保障しつつ日本人労働者の任務と立場の鮮明化をも要請しているのである。

このことの重要性は、市職労の本工組合主義労働運動が社会排外主義の観念的基盤としてあり、それが大阪市当局と一体になって徐淑さんの首切りを（在日朝鮮人中国人労働者への民族差別行政）進めについて、そのことの思想問題に接触判決を出した落解放同盟の独自的な闘いの前に、要写」して、今度は「保護法規用要項のみではなく一切の民族差別撤廃を撤廃しつつある」（日・民団交）などとぬけぬけ言ってのけた市職労の本工組合主義抵抗の真髄としてある。「在日朝中人民の民族性を護持しつつ闘う日本人労働者の前進をもってこそ解放されるべき」（日・民団交）

9・1基調の関東大震災49周年集会、②日本階級闘争における朝人民の運帯に向けて闘いと教訓、③九・一に対する大阪市当局と徐淑さんの闘い、④日本帝国主義による朝人民の民族性を護持する自主的民族教育の確立、⑤民族性を護持し抗日を貫徹せよ、若闘蜂起、レーニンの「抑圧民族と被抑圧民族」視点、⑥在日朝鮮人民の民族性を護持せよ（徐淑さん裁判闘争に対する）、⑦日帝の狂犬ファシスト三派全学連の「日共」七つの罪状、⑧民族性を護持し抗日を貫徹せよ、若闘蜂起、レーニンの「抑圧民族と被抑圧民族」視点、⑨在日朝鮮人民の民族性を護持せよ（徐淑さん裁判闘争）、⑩民族差別撤廃闘争を担ってきたわけである。今年7月大阪市は、民族差別―保護法用要項を撤廃した。しかしこれは、昨年12・13国交における言葉問題合理化要求に対する徐淑さんの闘いの中に、日本人労働者の民族差別実態